

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

| | |
|----|---------------------|
| 件名 | レセプト情報管理システムの導入について |
|----|---------------------|

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

第16条第1項本文（電子計算機による個人情報の処理開発、変更）

第17条第1項第4号（外部電子計算機との結合）

（担当部課：福祉部 生活福祉課 庶務係）

事業の概要

| | |
|------|---|
| 事業名 | レセプト情報管理システムの導入について |
| 担当課 | 生活福祉課及び保護担当課 |
| 目的 | レセプト情報を社会保険診療報酬支払基金よりオンラインで受領し、レセプト情報の管理を行う。 |
| 対象者 | 生活保護受給者、中国残留邦人等に対する支援受給者 |
| 事業内容 | <p>生活保護受給者及び中国残留邦人等に対する支援受給者が医療機関（薬局を含む）に受診した場合、医療機関からのレセプト情報は社会保険診療報酬支払基金を経て保険者へ紙媒体で送付されているが、平成23年度当初からは医療機関から社会保険診療報酬支払基金へ送られるレセプト情報が一部例外を除いて全てオンライン化されることとなっており、社会保健医療報酬支払基金から保険者へ送付される情報もオンライン化に対応しなければならない（内閣官房 IT戦略本部の平成18年1月19日「IT新改革戦略」により義務付けられている）。</p> <p>オンライン化へ対応するために厚生労働省では、生活保護及び中国残留邦人等に対する支援に特化したレセプト情報管理システムを平成21年度に開発し、全国の福祉事務所へソフトウェアの提供を行っているところである。</p> <p>このことを受けて、厚生労働省から配布されるレセプト情報管理システムを導入し、オンライン化に対応し、本システムによりレセプト情報の管理を行うことにより、検索性向上や保管スペースの省力化を実現する。</p> |

件名 レセプト情報管理システムの導入について

| | |
|---|--|
| 保有課(担当課) | 生活福祉課及び保護担当課 |
| 登録業務の名称 | 生活保護(法内援護)、中国残留邦人等に対する支援 |
| 記録される情報項目(だれの、どのような項目が、どこのコンピュータに記録されるのか) | <p>1 個人の範囲 生活保護受給者及び中国残留邦人等に対する支援受給者</p> <p>2 記録項目 【被保護者基本データ】 ケース番号、世帯員番号、氏名、性別、生年月日、続柄、郵便番号、住所、電話番号、保護開始年月日、保護廃止年月日、国籍、世帯類型 【レセプトデータ】 保険者番号、公費負担者番号、受給者番号、交付番号、診療年月、レセプト管理番号、レセプト種別、券種、都道府県番号、市町村番号、被保険者証記号・番号、医療機関コード、医療機関名、処方箋医療機関都道府県番号、処方箋医療機関コード、処方箋医療機関名、有効開始日、有効終了日、単独券併用券区分、診療種別、本人支払額、処理年月、検索番号、診療・調剤年月、実施機関番号、給付割合、保険種別、本人・家族区分、入外別種別、診療科、加入者番号、所得区分、支払先、請求年月、受診者種別、年齢、返戻理由、決定点数、請求点数、診療実日数、傷病名、主傷病名、診療開始日、決定点数、請求点数、療養の給付、負担金額(公費)、外来一部負担金、入院一部負担金、食事回数、食事療養・生活療養、食事合計金額、食事標準負担額、請求確定金額、高額療養費金額</p> <p>3 記録するコンピュータ 生活福祉課設置のサーバ及びクライアント</p> |
| 新規開発・追加・変更の理由 | 厚生労働省から配布されるレセプト情報管理システムを導入し、平成23年度開始が義務付けられたレセプトオンライン化に対応するとともに、現在紙媒体で保管していたレセプト情報をデータで管理することで、検索性向上を図るとともに、保管スペースの省力化を図るため。 |
| 新規開発・追加・変更の内容 | 厚生労働省から配布されるレセプト情報管理システムに必要となるサーバ、クライアント及びソフトウェアを導入する。 また、レセプト情報管理システムにて取り込む生活保護受給者及び中国残留邦人等に対する支援受給者の情報を出力するために、生活保護システム及び中国残留邦人等に対する支援システムの改修を行う。 |
| 開発等を委託する場合における個人情報保護対策 | システム導入及び改修過程では区民の情報に直接ふれさせない。 テストにはダミーデータを使う。 データセットアップには職員が立ち会う。 |
| 新規開発・追加・変更の時期 | 平成22年12月機器設置、平成23年1月仮稼働、2月本稼働(予定)。 |

件名 レセプト情報管理システムの導入における外部結合について

| | |
|-------------------------|--|
| 保有課(担当課) | 生活福祉課及び保護担当課 |
| 登録業務の名称 | 生活保護(法内援護)、中国残留邦人等に対する支援 |
| 結合される情報項目(だれの、どのような項目か) | <p>1 個人の範囲 生活保護受給者及び中国残留邦人等に対する支援受給者</p> <p>2 情報項目 診療年月、レセプト種別、都道府県番号、処理年月、レセプト管理番号、検索番号、入外別種別、医療機関コード、医療機関名、診療科、保険種別、本人・家族区分、市町村番号、受給者番号、保険者番号、被保険者証記号・番号、給付割合、公費負担者番号、氏名、性別、生年月日、診療実日数、傷病名、主傷病名、診療開始日、決定点数、請求点数、療養の給付、食事療養・生活療養、請求確定金額、高額療養費金額</p> |
| 結合の相手方 | 社会保険診療報酬支払基金 |
| 結合する理由 | 平成23年度当初から、医療機関から社会保険診療報酬支払基金へ送られるレセプト情報が一部例外を除いて全てオンライン化されることとなっており、社会保健医療報酬支払基金から保険者へ送付されるレセプト情報もオンライン化に対応しなければならないため。 |
| 結合の形態 | 社会保険診療報酬支払基金が提供するVPN(バーチャルプライベートネットワーク)により結合する。 |
| 結合の開始時期と期間 | 平成23年 1月(予定)以降継続 |
| 情報保護対策 | 社会保険診療報酬支払基金が提供する電子証明書を購入する。 結合するパソコンは、スタンドアロン構成とし、イントラネット等と接続しないことにより情報保護対策を行う。 |